

社会福祉法人梅田福祉会 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年 6月 1日～ 2027年 5月31日までの 3年間

2. 内容

目標1： 2027年5月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間120時間未満とする。

<対策>

- 2024年 6月～ 所定外労働の原因の分析等を行う。
- 2025年 4月～ 原因分析をもとに、改善策を検討し、実施する。

目標2：2025年4月以降、年次有給休暇の取得日数を1人当たり6日以上とする。（目標の対象者は年次有給休暇が10日以上付与される職員）

<対策>

- 2024年 6月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 2025年 4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定するとともに取得状況の確認と取得促進を行う。

目標3：従業員に対して、出産及び育児関連制度の情報の提供や法人既定の周知を図るとともに、制度利用を勧める。

<対策>

- 2024年 6月～ 制度について周知し、対応をしていく。
- 2025年 4月～ 年度が替わる度に制度についての再周知を行う。